

広島県告示第八百十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成三十年十一月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

大林代田B地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区		町		大字		字		地番		標柱番号	
広島市 安佐北区		大林町				代田	遠箇瀧	二五七一番一	標柱一号	標柱二号、三号、 四号及び五号	
			代田			二五七九番・二五八〇番一合併	標柱六号及び七号				
						二五三〇番一	標柱八号				